



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年
(2025年) 10月 17日 (金)

No. 16487 1部377円 (税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目 次

☆主要判決紹介・解説 [知財高裁] [上]…… (1)

主要判決紹介・解説

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(キリンフーズ事件) [上] (全3回)

—令和6年(行ケ)第10107号、令和7年6月16日判決言渡—

第1. 事業の概要

本件は、第30類「ぎょうざ、しゅうまい、中華まんじゅう、ハンバーガー、ホットドッグ、穀物の加工品」を指定商品とし、「キリンフーズ」の文字と図形からなる下記登録商標(本件商標)は、「KIRIN」・「キリン」・「麒麟」等の文字からなる下記引用商標1、2、3等(各引用商標)と類似せず(商標法4条1項11号不該当)、各引用商標を想起・連想させることなく、当該商品が請求人(原告)あるいは同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生じるおそれはない(同項15号不該当)と判断し、本件商標登録の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。知財



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレステビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

www.giplaw-osaka.co.jp

mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 川分 康博
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎
中国弁理士 鄭 德虎
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン*

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝*
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子
韓国弁理士 朴 沼泳

弁理士 合路 裕介*
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 憎
弁理士 長谷 真司
弁理士 岡崎 信治
(日本弁理士ABC順)

*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)